

インド会社法の通達および改正法の概要

田中 啓介

南インドのチェンナイは5月に入り急に暑くなってきました。これから6月辺りまで一年で最も暑い季節を迎え、マンゴーがとても美味しい時期ですが、一部地域によっては停電や水不足も多くなりインド在住の日本人にとっては生活環境が厳しくなる季節でもあります。ところで、4月30日(月)に南インドのバンガロールで「Japan-India Startup Hub」の設立に伴う講演会が

IIMB

(インド経営大学院
バンガロール校)

で開催され、

世耕弘成経済産業大臣が登壇されました。

これは日本側としてJETROが、そして、インド側としてNASSCOM(全国ソフトウェア・サービス企業協会)とIIMB等の協力機関が一体となって、日本-インド間のスタートアップの事業交流を促進することが目的とされており、IT業界における日印ビジネスの活性化が期待されています。



(世耕経済産業大臣によるスピーチ)

<インド会社法改正法ほか>

さて、今回は、インド政府が過剰なコンプライアンスを求めてきた2013年インド会社法(Companies Act, 2013)に対する産業界・経済界からの批判を受けて、昨年から発表されている規制緩和にかかる通達(Notification)や2018年1月に発表されたインド会社法改正法(Companies (Amendment) Act, 2017)について、今回は特に日系企業にとって影響のあるトピックを3つに絞ってご紹介をしたいと思います。

1 年次決算報告書への署名者に関する規定の緩和

通達発表前のインド会社法では、原則、決算報告書は会社秘書役(Company cretary)および取締役の両者が署名をしなければならない旨が規定されていましたが、非公開会社(ほとんどの日系企業がこれに該当)の場合、取締役のみの署名に緩和されました。

2 内部統制監査(IFC Audit)の適用免除

通達発表前のインド会社法では、監査人はすべての会社に対して、適切な内部財務報告統制が構築されているか、かつ、効果的に運用がされているかどうかを、監査報告書の中で明記しなければなりません。しかしながら、直近会計年度の年間売上高が5億ルピー以下、もしくは、直近会計年度において金融機関等からの借入総額が2億5,000万ルピー以下である非公開会社には当該規定が免除されることになりました。

3 定時株主総会および臨時株主総会の開催要件の緩和

改正前のインド会社法では、定時株主総会は会社の登記住所またはその市区町村において開催しなければならず、また、臨時株主総会はインド国内での開催が義務付けられていました。しかしながら、今回の改正法により、非上場企業の場合には、定時株主総会については全ての株主の書面および電磁的方法による事前合意があればインド国内であればどこでも開催ができるようになり、また、臨時株主総会については日本法人の完全子会社である場合には、インド国外でも開催することができるようになりました。

インド会社法は通達や改正法等により頻繁に改訂がされており、会社ごとに適用されるコンプライアンスを常に適切に把握し、かつ、改訂内容に応じて対応を検討していく必要があるため、専門家との密な連携が大切です。